

## ③ その他の留意事項



### ○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機)や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

### ○再生利用認定制度又は広域認定制度に係る環境大臣の認定を受けている場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、環境大臣から再生利用認定制度又は広域認定制度を受けている場合、1・2と異なる取扱いとなります。(詳細は、環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課指導係までお問い合わせください。)

### ○表示、書類携帯を行わなかった場合

法律違反(廃棄物処理法違反)となり、行政命令の対象(排出事業者であれば改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分など)になります。

この行政命令にも違反した場合には、刑事罰を受けることになります。



### <相談・連絡先>

実際の運用の詳細については、各都道府県・保健所設置市の産業廃棄物担当部局までお問い合わせください。

#### ●電子マニフェストについてのお問い合わせ

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(サポートセンター)  
TEL. 0800-800-9023 (対応時間:平日9:00~12:00、13:00~16:30)  
〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア 7階

#### ●このパンフレットについてのお問い合わせ

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課(コールセンター)  
TEL. 0570-072-733 (対応時間:平日9:30~12:00、13:00~18:15)

つながらない場合は、050-3354-5786までおかけください。

ただし以下の期間是对応しておりませんのでご注意ください。

令和5年8月14日(月)~16日(水)、令和5年12月29日(金)~令和6年1月3日(水)